

警告

不法投棄禁止

ごみ等が投棄された場合には、ごみの
内容等から投棄した者を調べ、その責務
において処理していただきます。

ごみを投棄すると、処罰されます

5年以下の懲役または
1000万円以下の罰金

伊賀警察署
伊賀警察署